

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構に対する賃借権設定)
- 議案第6号 農用地利用配分計画(案)について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、8月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	7番 飯塚輝雄委員、8番 大貫勇一委員のご兩人にお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号282号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約
	2kmの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われま
	す。受付番号284号では、譲渡人は耕作が難
	しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人
	の自宅から、約3.5kmの場所に位置しております。申請の事由は、
	農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号286号では、譲
渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請	
農地は、譲受人の自宅から、約3kmの場所に位置しております。	
申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま	
す。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない	
と思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
2番	受付番号282号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用	

	<p>したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを 履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。 以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号 284 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。 この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地 は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用 したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを 履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。 以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号 286 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。 この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地 は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用 したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを 履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。 以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。た だいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
	<p>（発言なし） 特に発言もないようですので、採決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成 の委員は、「起立」願います。</p>
	<p>（起立全員）</p>
	<p>起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第 2 号)	<p>引き続き、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>

	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。287号では、農業用倉庫を設けるものです。申請人は農業及び造園業を営んでおります。申請地は農地であることが判明し、今回改めて農地法の許可を得て、農業用倉庫敷としての申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5番	受付番号287号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	農業兼造園業を営む者です。先祖代々農家として現在地に居住しております。本件申請地は、昭和50年代前半に農機具置場として工作物を設置しましたが、いまだ農地法の手続きをおこなっていないことから、今般、農地法上適法な状態にして利用したく申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくをお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につい

	てを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号288号から295号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。288号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在市外のアパートで生活しており、今後の将来を見据え、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大型ショッピングモールや総合病院へのアクセスがよく、住環境が整い、とても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われまます。289号では、建売住宅敷の拡張するものです。譲受人は、加須市に事務所を置き、平成3年から主に不動産業を行っている法人です。申請地は、今年の3月14日に建売住宅敷の許可を受けた土地に隣接した農地で、今回、建売住宅敷拡張として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。290号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、千葉県に本社を置き、明治44年から開業し、主にショッピングセンターを主とした不動産の開発、運営等を行っている法人です。同法人が運営・管理している市内の商業施設敷地西側駐車場に新たな商業施設を計画しております。そのため新たな駐車場が必要となり、今回、駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、291号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、加須市に居住しておりますが、現在の居住地が河川整備の用地買収の対象地となり、代替の住居建設地を探していました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、住環境が整った場所でとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、292号では、進入路を設けるものです。譲受人は、市内で昭和45年より不動産業を営んでおります。申請地である進入路は農地であることが判明しました。引き続きこの進入路は必要なたため、改めて農地法の許可を得て是正したく、進入路敷として申請を行うものです。農地の区分については、住宅や文化ホールや図書館の公共施設が連たんし、宅地化が進行している区域にある農地で、

	<p>な商業施設を計画いたしました。この商業施設は、店舗建物が5ブロックに分かれての新規出店を計画しております。新規店舗は、平屋建から3階建ての独立した店舗形態をとっており、中心にはイベント開催や休憩スペースとしての緑に親しむことができる空間を計画しております。新店舗全体では、新たに150名の新規就業者を予定しております。そして、新店舗の周囲に329台の駐車場を設けるとともに、従前の従業員駐車場を廃止し再整備したお客様駐車場として合計900台の整備を行うものです。このことから、同モール敷地内には従業員向けの駐車所を整備するスペースがないことから不足することになります従業員駐車場について、周辺地においてご協力を頂ける土地を探してまいりました。この度、従業員駐車場の用地として貸して頂ける土地所有者の内諾を得ることができましたことから、本申請を行うものです。なお、今後の新店舗開業に向けてのスケジュールとしましては、新店舗建築に係る都市計画法第29条の開発行為許可申請を本年7月中に予定し、大規模小売店舗立地法に係る手続きにつきましては同10月を予定しております。各種手続きが順調に進捗しますと開発行為関連工事を本年中に着手し、令和5年の早い時期に第1期の店舗開業を予定しているところです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10番	<p>受付番号291号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は現住所に妻と2人で住んでいますが、河川整備の用地買収に住宅敷地が対象になり住居建設地（代替地）を探していました。</p> <p>子供が羽生市内に住んでいて頻繁に自宅に来ていたので、建設地を羽生市内にしようと考え土地を探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。本申請は近隣に住宅も多く、商業施設も近くにあり生活するにも何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願い致します。なお、現在の住居地に居宅の他農家の作業場倉庫として建てた建物が一部農地に建っていて農地法許可は受けていないため、違法な状態になっていますが現在すぐの取壊しではなく住居と一緒に解体をする考えでいます。また、買収後の残地が隣接農地を含めると300㎡以上あり住宅建築用地として可能ですが、親族以外の第三者に住居移転後建物を解体し、売却致します。その他で建設可能な土地はなく、農地は青地で建設はできない場所です。</p> <p>残りは第三者に売却しているので建設できません。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号292号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	今般、申請地について前所有者の時代から宅地出入口として使用しておりました土地であります。今日までの経緯については、南側の県道加須羽生線の道路より巾91cmの狭隘公道を生活道路として使用してきました。戦前より同地に居住し自転車・リヤカーにて営農、暮らしてきましたが、その後機械化されて少しずつ営農機械の導入により、やむをえず申請地を進入路として使用し今日に至ってしまった経緯であります。可様な次第で、旧所有者先代より使用し今日に至ってしまいましたが、今後はこのような誤りを繰り返さぬよう努めますので、何卒ご寛恕の程申し上げます。上記御事情を御理解いただきよろしく御配慮下さいます様お願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号293号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	CBRE グループは、世界最大の事業用不動産サービスおよび投資顧問会社です。2020年の売上高は238億ドル、従業員数は10万人を超えています。CBREは2008年よりフォーチュン500にランク入りしており、2021年には122位となりました。また、米国リブシー社が選ぶ事業用不動産のトップ・ブランドに19年連続で選出されているほか、フォーチュン誌の「世界で最も賞賛される企業」に9年連続でランク入りしています。CBREは、ニューヨーク証券取引所に上場しています。CBREは、ファシリティマネジメント、不動産売買および賃貸借仲介、プロジェクトマネジメント、プロパティマネジメント、不動産投資マネジメント、不動産鑑定評価、戦略的コンサルティング、事業用不動産ローン、開発など、多岐に渡る総合的なサービスを提供しています。CBRE IMは、CBREグループの中で不動産投資を担う会社であり、世界中で、不動産/上場REIT/インフラ等への投資を行っております。欧米/米国を中心に世界で30以上の拠点をもち、18兆円以上の運用資産を有しております。日本では、

<p>アジアを投資対象としたファンドでの投資をメインに行っており、現在6号目のファンドで、物流施設の開発を中心に行っております。</p>
<p>における事業主体である羽生特定目的会社は、</p>
<p>本物流施設への投資の為に新たに設立された会社です。TMKの実質的な運用は、TMKとアセットマネジメント契約（AM契約）を締結したCBRE IM ジャパンが行います。関東における物流施設は、これまでは湾岸部を中心に展開されておりましたが、消費地により近く、BCP（企業の事業継続性）対策の観点からも魅力がある内陸部への立地を希望する企業が増えており、関東内陸部における大規模物流施設用地がまだまだ不足している状況となっております。本事業は、このような企業のニーズを踏まえ、都内までの所要時間約1時間、関東圏内への輸送時間約1時間半という好立地である、関越自動車道「羽生IC」周辺8.5km圏内にて、有効平地面積で8,000坪以上かつ、マルチテナント型（複数企業向け賃貸施設）の物流施設を計画したものです。高速道路のインターチェンジに至近であることにより、高度な交通ネットワークを利用することができ、都心部を見据えた関東エリア全域をカバーする物流の戦略的拠点として、当地は非常に優れた立地にあります。また、国道122号に接していること、東武伊勢崎線・秩父線羽生駅から2kmほどであることから、市内をはじめ、加須、行田、熊谷、群馬県明和・館林方面からの豊富な労働力確保の上からも優位性が高く、多くのテナントからのニーズが期待出来ます。敷地面積が20,000㎡を超える場合には敷地内の空地にトラックが自走できるスロープを設けることが可能となり、上層階にもトラックが停車して荷物の搬出入が出来るようになります。これによりトラックの停車できる台数も増加して、テナント企業が複数社入居した場合でも各社ともに荷物の搬出入に支障がない建物形状を計画でき、建物を高層化することで建物面積の増加に繋がっています。</p>
<p>1. 施設の利用形態について 当施設は、1・4階と2・3階をそれぞれ2分割4テナントが入居し、各社がトラックバースを利用できる形を想定して計画をしております。これは、入居テナントからのニーズが高い賃貸面積は3,000坪前後である、との弊社実績に基づき計画したものです。1階から4階の床面積を4分割した場合におおよそ同面積程度となります。駐車スペースについては、過去の実績から倉庫における必要駐車場台数はおおむね床面積100坪当りに1台となっており、当施設においてもこの実績に基づき計画致しました。</p>
<p>2. 事業スケジュールについて 農地法第5条、及び都市計画法の許可後に工事着手し、2024年12月末の竣工を予定しております。</p>
<p>3. 本事業地選定理由 ① 検討地A</p>
<p>東北自動車道羽生ICまで約2.5kmと非常に利便性の</p>

	<p>高い場所であったが、敷地面積約3,000坪と弊社計画規模に合致しない、また、地権者の一部から計画にご賛同頂けなかった為、断念した。② 検討地B 検討をしていたが、弊社より先に事業者が決定してしまったこと、ハザードマップにて3～5mの浸水エリアに指定されていることがわかり断念した。③ 検討地C 検討中、先に事業者が決定し断念した。④ 検討地D 地権者の一部から弊社計画にご賛同頂けなかった為、断念した。⑤ 検討地E 面積、立地条件も弊社希望に合致し、地権者からの同意を得られた為、検討地Eを事業地として選定した。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7 番	<p>受付番号294号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私共の会社は令和3年2月に羽生倉庫を建設致しました。当初より倉庫の利用率は100%で危険物が貯蔵できることからお客様の受注も多く、現在お断りしている状態です。お客様からの要望もありこのたび倉庫の増設を計画し、このたびの農地転用の許可申請となります。敷地は現在の倉庫敷地の隣接で一帯の敷地になり効率よく倉庫も増設でき、管理するのにも問題はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6 番	<p>受付番号295号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、住宅販売業者として主に首都圏内の住宅供給を担わせて頂いております。今般の申請地において分譲住宅敷地として購入し、専用住宅の建築後、建売住宅とし販売させて頂きます。許可後は、関係法令等に遵守し手続き致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
6 番	<p>288号について500㎡を超えているが、面積の上限はないのか。</p>
事務局	<p>288号については、進入路も含めた面積となっており、実際の敷地</p>

	面積は349㎡であるので、面積の上限は超えていないと判断しています。
10番	291号の収用の場合には、収用された面積はすべて認められるのか。
事務局	収用の場合には、元々の面積も考慮はするが、今後の利用計画の資料を作成してもらい必要性や適正な規模を判断していくこととなります。
9番	293号についてCBREとの関係性は。
事務局	今回の申請では、羽生特定目的会社が譲受人となっておりまして、羽生特定目的会社は今回の申請への投資の為に新規で設立された会社であり、羽生特定目的会社に運用業務を行う会社がCBREとなります。
推進委員	このような事例は初めてか。
事務局	羽生市では初めてになります。今回の申請のCBREグループは過去に埼玉県で春日部、草加、嵐山で実績があります。
	(発言なし)
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第4号)	続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明及び調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。296号では、許可を受けた転用面積に変更が生じました。
	同号は、令和4年3月14日付で、建売住宅敷として農地転用の許可された案件となっています。さきほどご審議で許可相当の意見をいただいた、議案第3号中、289号の4筆計111㎡が加わり、計画面積が増加するものです。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局からの説明、報告が終わりました。ただいまの報告等に対し、ご質疑ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。

	ただいま議題となっている議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。	
	(挙手全員)	
	挙手全員でありますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。	
	続きまして、議案第5号 農地利用集積計画(案)についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。	
(議案第5号)	続きまして、議案第5号 農地利用集積計画(案)についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。	
	議案第5号、農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定について、説明させていただきます。議案5号については、埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)となっています。こちらは、平成26年4月より、農地中間管理機構が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等へ貸し出しをするものです。このように行うことで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていこうとするものです。今回は、この事業を利用して、農地中間管理機構が借受け、次の地域の担い手を確保し、農地の貸し出しを行うための利用権設定となります。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、「対象農地」の情報となります。埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)の合計が表の右下側にございます。新規設定として16件、面積 田34179㎡ 畑13140㎡ 合計47319㎡となっております。	
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
	議 長	以上で、事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(議案第5号)	(発言なし)
		特に発言もないようですので、採決に移ります。
		ただいま議題となっている議案第5号 農地利用集積計画(案)については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
		(挙手全員)
		挙手全員でありますので、議案第5号については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
		続きまして、議案第6号 農用地利用配分計画(案)についてを議

	<p>題といたします。当該利用配分計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、事案番号9号から23号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、</p> <p style="text-align: center;">の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	事務局より説明いたします。
	<p>議案第6号、農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。この、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地情報で「賃借権の設定等を受ける土地」、さらに右側が現在の賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」、なお新規で借受ける場合は、空欄となっております。一番右側が、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっております。「賃借権の設定等を受ける土地」については、今月の農地利用集積計画（案）で中間管理機構へ利用権の設定を行っている農地となっております。今後の流れですが、この配分計画（案）について、市に意見を報告し、市から中間管理機構へ回答されます。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が38日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、10月上旬以降に賃借権等が設定されるものとなっております。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告、説明が終わりましたので、</p> <p>の退席をお願いします。</p> <p>（委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第6号 農用地利用配分計画（案）について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p>

	<p>挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。</p> <p>の入室をお願いします。</p> <p>（委員の入室）</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。ご覧のとおり、住宅敷1件、長屋住宅敷1件ございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷7件、駐車場敷1件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法第5条第1項第8号の規定による届出書についてでございますが、これは、認定電気通信事業者の携帯電話の中継基地（電波塔）の建設に関するものです。農林水産省令で定めにより、届出となります。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。10件ございました。</p> <p>報告事項5 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、農地改良の面積が1,000㎡未満で、工事期間も1ヶ月以内の農地改良については、市への届出となっております。所在地は、</p> <p>に位置する農地です。申請事由についてですが、田から畑へ転換するため、今回農地改良を行いました。農地改良後については、畑として利用しナス、ネギを作付けすることです。</p> <p>報告事項6 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、7月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が12件ございました。</p> <p>以上で、議案に係ります報告事項を終了させていただきます。</p> <p>① 9月の定例農業委員会について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 農地パトロールについて</p>
議長	<p>（発言なし）</p>
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p>

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年 8月 25日

会 長

署名委員

署名委員
